

事務連絡
令和 2 年 7 月 16 日

所属 長 様

総務課 長

新型コロナウイルス感染症に関する対応等について

上越地域において、7月11日に1名、7月15日に2名の新型コロナウイルス感染症の確認が発表されました。関連会社の社員、同じ現場での感染が疑われており、今後、感染者の増加、妙高市民への感染も懸念される状況です。

さらに、首都圏や大阪府などを中心に感染者が再び増加しており、7月の連休やお盆など人の往来が増す季節を迎え、地方への感染拡大も非常に危惧されます。

つきましては、感染防止に関する職員の取り組みについて、次のとおりとしますので、会計年度任用職員等を含む職員への周知、徹底をお願いします。

1 県外への往来等について（7/13 周知済み）

- ・東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、大阪府への出張を禁止する。
- ・プライベートにおいても、上記の都府県への往来は自粛すること。やむを得ず、往来した場合は、行動記録、健康観察を行う。
- ・他の地域への往来についても、地域の感染状況を確認し、「密集・密接・密閉」を避けるなど慎重な行動をとること。

2 庁内の感染予防について

- ・マスク着用、手洗いの実施、健康管理を徹底すること。
- ・カウンターや共有スペースの消毒など、庁舎内の掃除、衛生管理を徹底すること。特に来庁者との打ち合わせ後のテーブル等の消毒を行うこと。

3 その他、新しい生活様式の実践について

- ・体温測定などの健康チェックを日々行い、発熱等の症状がある場合は自宅療養とする。
- ・「密集・密接・密閉」を避けた行動をする。
- ・外出や会話は、症状がなくてもマスクを着用する。
- ・食事のときは、コップの回し飲みは行わず、大皿料理は避けるようする。
- ・新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ等は絶対に行わないこと。